



学会誌 投稿規程 (2023年12月29日改訂)

1) 投稿資格

本誌への投稿は本会会員に限る。連名の場合は少なくとも著者の一人が本会会員であること。ただし、本会が依頼する場合にはこの限りではない。なお、各号の種類別原稿(論説、研究ノート、水環境フォーラム、書評および資料)への同一著者による掲載はそれぞれ1本を限度とする。

2) 投稿原稿の種類

論説、研究ノート、水環境フォーラム(水と環境にかかわる地域と海外の事例紹介)、書評および資料とし、いずれも未発表のものに限る。ただし、卒業論文、修士論文は未発表とみなす。投稿原稿は原則として和文とする。

3) 投稿原稿の分量

- (ア) 記事は、できあがり論説8頁、研究ノート・水環境フォーラム5頁、書評2頁以内とする。
- (イ) 投稿に際し、投稿原稿の規定内に収まるものか、2段組(1段25字×48行)であらかじめ版組をして確認する。この時、冒頭ページはタイトル・要旨が含まれるので、本文部分は2段組(1段25字×28行)になる。
- (ウ) 投稿の時点で、大幅に分量が超過する場合には、編集委員会の判断で投稿を受付けない。判断に当たっては、(イ)に記した1ページ内文字数を基本に判断する。
- (エ) 原稿が(ア)で規定する制限枚数内に収まらない場合であっても、超過原稿料を負担のうえで、掲載される場合がある。その場合でも、(ア)で規定する制限枚数の1.5倍程度とする。査読による加筆に当たっても、その点に留意すること。
- (オ) 規定ページ数を超える原稿については、著者は1頁につき6,000円を負担する。

4) 原稿の書き方

本学会所定の「執筆要領」にしたがうこと。図表等は解像度240dpi以上とすること。

5) 原稿の査読

論説について、編集委員会は査読を専門家に依頼する。その結果を受けて、編集委員会は採否を決定する。必要に応じて、著者に修正(原稿種類の変更を含めて)を求めることがある。他の原稿も必要に応じ、内容や表現の修正を求めることがある。なお、受理した原稿は返却しない。



6) 原稿の提出方法

本学会ウェブサイト内「お問い合わせフォーム」より「論文等の投稿」を選択し、フォーム内の必要事項に記入の上、「送付状」(Word ファイル、「お問い合わせフォーム」よりダウンロード可)、「投稿原稿」(Word ファイルおよび PDF ファイル)、「図表データファイル」(本文原稿とは別にそれぞれのファイルを作成すること)をそれぞれアップロードする形式で投稿すること。

7) 著作権の帰属

本誌に掲載された論説、研究ノート、水環境フォーラム、書評および資料、すべての著作権は、水資源・環境学会に属する。以下の行為は認められない。

- ① 著者が PDF ファイルを個人ウェブサイトからダウンロード可能にすることや、メーリングリストで配信するなどして、大量に、または不特定多数に配布すること。
(ただし、学会との間で機関アーカイブとして別の取り決めがある場合は認める。)
- ② 著者が PDF ファイルそのもの、またはその印刷物を有料で販売すること。

8) 異体字や外字の変換について

本誌をインターネットで公開する際、HTML 形式で抄録を公開する。HTML 形式でのファイルは、機種依存文字、異体字や外字、一部の漢字など正しく表示できないため、検索用のデータに限り、該当文字への置換えを編集担当者が行うこととする。(例:高橋→高橋)